入院時食事料の引き上げに関して

令和 6 年度 6 月 1 日からの診療報酬改定で、食材料費等の高騰により入院時の 1 食あたりの食費の基準額が現行の「6 4 0 円」から「6 7 0 円」に引き上げられました。それに伴い、患者様の自己負担額が下記の通り引き上げになりますのでご了承ください。

1 食あたり	現行価格	6月1日より
基準額	6 4 0 円	670円
一般所得者の	460円	490円
自己負担額	40011	4 > 0 1
住民税非課税世帯の方	2 1 0円	2 3 0 円
の自己負担額	21011	2 0 0 1 1
住民税非課税かつ一定		
基準に満たない70歳	100円	110円
以上の方の自己負担額		

公立七戸病院 院長